

長浜市市民協働推進会議の委員を募集します

☎市民活躍課(☎65-8711)

「第2期長浜市市民協働推進計画」の進行管理や、協働によるまちづくりを推進する市の取組について審議する、市民協働推進会議の委員を募集します。

【対象】 市内在住または在勤の20歳以上で、市民協働などに関心のある人

【任期】 2年(報酬あり)

【定員】 1人

【応募期限】 3月15日(金)

【応募方法】 応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールで左記までお申し込みください。

※応募用紙は返却しません。

※選考時には、記入いただいた意見を重視するほか、活動内容を参考にします。

※応募用紙は担当課にあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・申込先

市民活躍課(本庁舎3階)

〒526-8501 八幡東町632

☎65-8711

FAX 65-6571

✉katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

「介護マーク」を貸し出します

☎高齢福祉介護課(☎65-7841)

認知症のある人の介護は、他の人から見ると介護していると分かりにくい時があり、誤解を受けることがあります。そこで、介護中であることが一目でわかるように「介護マーク」をつり下げ名札に入れ、貸し出します。高齢者やしょうがいのある人を介護している人は、ぜひご活用ください。

こんなときに、お使いください

- 介護していることを周囲の人に知ってもらいたいとき
- トイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき など



▲この介護マークを首にかけると周囲に知らせることで、介護中であることを知らせます

【対象】

- 市内在住または在勤・通学で、左記に該当する人を介護している人
- 要介護認定または要支援認定を受けている人
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- その他必要と認める人

【貸出期間】 介護の必要がなくなる時まで

【返却】 介護マークが不要になれば、速やかに返却してください。

問合せ・申込先

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

〒526-8501 八幡東町632

☎65-7841

FAX 65-6518

支所日直業務の見直しについて

☎人事課(☎65-6502)

各支所における閉庁日(土・日・祝日等)の日直業務について、利用件数が少ないことから、3月31日(日)をもって廃止します。

本庁・北部振興局における日直は今まで通り継続し、電話や各種届出等については、職員が対応しますので、こちらをご利用ください。

ご理解、ご協力をお願いします。

○4月以降の日直業務窓口(8時30分～17時15分)

本庁 ☎62-4111

北部振興局 ☎82-4111

水草たい肥の無料配布をします

滋賀県では、琵琶湖の栄養を吸収して育った水草を、農地で有効利用するため、水草をたい肥化して配布します。この水草たい肥を無料配布します。

【とき】 3月3日(日) 10時～14時

【ところ】 旧高月中学校跡地(高月町高月)

※水草たい肥には、琵琶湖の貝殻やゴミ、石ころの他、雑草の種が入り込んでいることがあります。

※たい肥を持ち帰るのに袋が必要な場合は、持参してください。

※このたい肥を広く普及していくため、アンケートへのご協力もお願いします。

※小雨決行ですが、荒天等で中止する場合があります。

問合せ

(公財)淡海環境保全財団 ☎077-569-5301

県琵琶湖政策課 ☎077-528-3463

就学に必要な経費を援助します

☎すこやか教育推進課(☎65-8606)

小・中学生のお子さんがある家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、学校に必要な学用品費の一部や学校給食費などを援助しています。

【対象】

- 市内在住で、県内国公立の小・中学校または義務教育学校に在学する児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する場合
- ①生活保護を受けている(申請不要)。
- ②世帯全員の市民税が非課税である。
- ③平成30年中の所得が、市教育委員会の定める基準額以下である。
- ④失業などの事情により、所得が著しく減った。

【申込み】

就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、年長のお子さんが在学する学校または担当課まで直接提出してください。

※申請書は学校および担当課にあります。

※平成30年度に受給している人も、申込みが必要です。

【関係書類】

①援助費の口座振込みを希望の場合は、通帳またはキャッシュカードのコピー

②平成31年1月1日時点で市内に住所がない場合は、平成30年分給与所得の源泉徴収票や市県民税・所得税申告書など、平成30年中の所得金額がわかるもの(写しでも可)

③住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの(契約書の写しなど)

④失業などの事情により、所得が著しく減った場合は、それがわかるもの(離職票や給与明細書の写しなど)と担当地区の民生委員の意見書

【締切】

4月19日(金)

※受付は随時おこなっていますが、締切日以降の申請は、申請日の翌月からの給付となります。新入学児童生徒学用品費や修学旅行費の受給に影響しますのでご注意ください。

問合せ・申請先

すこやか教育推進課(本庁舎5階)

☎65-8606

農振除外等の申出を受け付けます

☎農政課(☎65-6522)

長浜農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、除外等の申出を受け付けます。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に担当課と事前協議を行ったうえで、必要書類を提出してください。

【受付区分】

- 農振除外申出(青地→白地)
- 農振編入申出(白地→青地)
- 軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

【申出手続き】

- ①事前協議 3月1日(金)～3月29日(金) 平日8時30分～17時15分
- ②受付期間 4月1日(月)～4月19日(金) 平日8時30分～17時15分

【事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。】

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

※事前協議の結果、要件を満たす見込みのあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出書のみ受け付けます。

問合せ・提出先

農政課(本庁舎2階)

☎65-6522